

長久手市児童発達支援センター指定管理者募集に係る質問及び回答

No	資料名称 ページ数 行数	質 疑 事 項	回 答
1	仕様書 P4 (4) ウ・ ケ	1 現在実施している、上郷保育園等との連携はどのような内容か。 2 近隣住民との関係について、現在までに問題となる事象はあったか。	1 上郷保育園、上郷児童館及びこどもの発達相談室とで複合施設としての運営に関し協力できることについて、月1回打合せを行っています。 2 近隣住民との問題は特段ありません。
2	仕様書 P4～P5	1 児童発達支援・保育所等訪問支援の管理者・児童発達支援管理責任者は、同一の人物の兼務が可能か。 2 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士も、保育士及び児童指導員と同様に、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は可能か。	1 仕様書に記載の条件で兼務可能です。 2 児童発達支援で配置すべき人数が確保できれば兼務可能です。
3	仕様書 P5 (1) エ	児童発達支援の保育士及び児童指導員の配置について、配置数は10人以上とあり、また、障害児の数を4で除して得た数に常勤換算で1人を加えた数以上を配置することともあるが、配置数算定の際の障害児の数は定員の30人と考えてよいか。また、障害児の数を4で除して得た数に常勤換算で1人を加えた数は、障害児の数を30人とした場合8.5人となる。保育士及び児童指導員の数は10人以上か、もしくは8.5人以上か。	児童発達支援の単位（クラス）ごとに障害児の数を4で除して得た数に、常勤換算で1人を加えた数以上を配置していただきますが、その数が10人を下回る場合でも10人以上を配置してください。
4	仕様書 P5 (1) キ	栄養士又は管理栄養士について、現在も雇用していると考えられるが、具体的な業務内容は何か。直接雇用による配置を必要とするか。	子どもの発達に合わせた栄養管理や食育指導になります。直接雇用による配置をお願いします。

No	資料名称 ページ数 行 数	質 疑 事 項	回 答
5	その他 資料3	1 令和4年度及び令和5年度のクラス別の契約人数が月ごとに記載されている表中、右端欄の延人数はクラス別の利用実人数か。 2 給食提供について、令和4年度と令和5年度の食数に1000食近くの差があるが理由は何か。	1 クラス別の年間総契約者数です。 2 令和4年度は令和5年度と比べ、1～2歳児クラス（親子通園）の人数が多いことに伴い、親の給食数が多いことが主な理由です。
6	その他 資料4	収入について、令和4年度と令和5年度の収入に3,037,000円の差があるが、理由は何か。	児童発達支援利用者数の差が主な理由です。なお、令和6年度利用者数は令和5年度利用者数と同程度です。
7	仕様書 P3(1) エ (I)	給食調理事業者について、選定行為はなく特定事業者との契約のみか。また、委託料実績はいくらか。	複合施設として上郷保育園と同じ調理室を使うことから、上郷保育園の給食を提供する業者と契約することになります。調理委託を含めた給食費としては年間で約1千2百万円になります。業務の詳細を把握していただくため、現在給食を提供している業者連絡先について別途お示しします。
8	仕様書 P3(2) ア～ ク	ア～クの業務の、過去の業者への依頼回数及び金額はいくらか。見積徴収のために業者と施設内に入ることは可能か。	委託の詳細について市は報告を求めているため、わかりかねますが委託料総額としては年間で約70万円になります。施設への立入はできませんので、掲載した図面及び写真により積算ください。
9	仕様書 P5 (1) ウ /P8(1)	嘱託医について 現在の契約先はどこか。また、委託料等、委託契約内容はどのような内容か。	現在は市内医療法人と契約しています。委託料の詳細について市は報告を求めているため、わかりかねます。契約内容は①学校保健安全法の規定に準ずる定期健康診断（年2回）、②利用者全員の健康状態の把握（月1回）になります。また、契約とは別に、当該契約者を協力医療機関とする協定（児童発達支援センターの利用者に病状等の急変が生じた場合、その他必要な場合に備えた協定）の締結が必要になります。

No	資料名称 ページ数 行数	質 疑 事 項	回 答
10	仕様書 P8(4) その他 備品一覧 P1・14	備品一覧にPCが7台と記載されているが、全て使用可能か。また、業務管理システム等も搭載されているのか。	全て使用可能です。業務管理システム等は指定管理者による契約により搭載されているため、そのまま使えるかについては現指定管理者、システム提供会社等を含めた協議が必要です。
11	仕様書 P8(5)	1 事務機器（固定電話、複合機、FAX）を備え置いているか。また引き続き使用が可能か。もし使用可能な場合、それらはリースによる設置か。リース料はいくらか。 2 施設の修繕について、毎年修繕はどの程度発生して、修繕費はいくらぐらいか。	1 固定電話はそのままお使いいただけますが、複合機（FAX含む。）は指定管理者が契約しているものなので、市は把握しかねます。 2 特段修繕の報告は受けておりません。
12	仕様書 P8(8)	送迎用車両について、リース料は発生するか。発生する場合、リース料はいくらか。また、現在は何台で送迎対応しているのか。	児童発達支援のための利用者送迎車両は現在2台で運行しています。市の備品を使用するためリース料は発生しませんが、運転手の雇用、ガソリン代、車検・点検費用等は必要になります。なお、保育所等訪問等で使うその他車両については、指定管理者で用意いただく必要がありますが、リース料の詳細については市は報告を求めているためわかりかねます。
13	仕様書 P9(12)	職員の駐車場利用料はいくらか。また送迎用車両の駐車場使用料は発生するか。	現在、毎月職員1人あたり1,500円市へ納入いただきますが、今後見直しを検討しています。送迎用車両及び保育所等訪問等で使うその他車両の駐車使用料は負担いただいていません。
14	仕様書 P10 (2)	法人自体と独立した経理規程を設けるとあるが、現行経理規程に該当事業の関連を追加する形で運用してよいか。	団体自体と独立した経理規定を設けてください。

No	資料名称 ページ数 行 数	質 疑 事 項	回 答
15	仕様書 P10 (2)	管理口座について、法人自体の口座とは別の指定管理業務専用口座で管理することとあるが、本部の会計システムで分けて管理をすることが出来るため、口座自体は同じものでも問題がないか。	収入及び経費については、団体自体の口座とは別の指定管理業務専用口座で管理してください。
16	仕様書 P11 15	原状回復について、現在の運用の中で原状回復が必要な箇所があるのか。また、市が特に必要と認める場合にはこの限りではないとあるが、原状回復せず、そのまま使用する箇所はあるか。	現時点において、原状回復が必要になる箇所はありません。また、原状回復せず、そのまま使用する箇所はありません。
17	その他	提出する本会規程等は紙の削減のため2in1出力でも良いか。	当該規程等に限り、別途データ提供していただける場合は可とします。
18	その他	様式3-3「施設の維持管理についての考え方」、様式3-9「施設管理に関する技術等」、様式3-15「管理運営に係るPR事項」について、施設管理は施設に関する内容の記載、管理運営は事業に関する内容の記載で良いか。	お見込みのとおりですが、必ずしもそのように記載内容を限定するものではありません。
19	その他	現在、保育園等と児童発達支援センターこぐまっことを、同日に利用する利用者がいるようだが、同日の併用に関し、市としてどう考えているか。	療育的視点及び就労環境といった個々の利用者の状況に応じ、同日併用に至るケースがあると考えています。
20	その他	どんぐり教室の設置・運営について、今後の実施についてどのような予定か。	どんぐり教室（親子通園事業業務委託）は、心身の発達の気になる児童に対し、日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練並びにその保護者に対する療育上の助言等を行うことを目的とするものです。指定管理とは別で、委託事業として実施していただきます。